

社会福祉法人岩手愛児会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手愛児会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び通勤手当を支給することとし、期末手当、勤勉手当及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額。
- (2) 期末手当及び勤勉手当については、別表第2に定める額。
- (3) 通勤手当については、手当の支給に関する規則第2条の3の規定に準ずる額。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額。
- (2) 通勤手当については、前条第1項第3号による。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費の支給に関する規則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給料の支給に関する規則第3条に準じた日とする。
- (2) 期末手当及び勤勉手当については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

- 2 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規則は平成29年3月31日をもって廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

会長	月額 300,000 円
専務理事	月額 250,000 円
理事	月額 200,000 円

別表2（常勤役員等の期末手当及び勤勉手当）

6月の期末手当及び勤勉手当	報酬月額×1.4か月分
12月の期末手当及び勤勉手当	報酬月額×2.0か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(2) 理事

週3日以上勤務する会長	月額 200,000 円並びに通勤手当
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円

(3) 監事

理事会等会議への出席	日額 10,000 円
監事監査等への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円